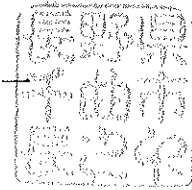


千曲市告示第89号

千曲市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月24日

千曲市長 小川 修



## 千曲市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市出産・子育て応援事業実施要綱（令和5年千曲市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（出産応援金の支給対象者）

第3条 出産応援金の対象となる者（以下「出産応援金支給対象者」という。）は、令和5年3月1日以降に妊娠届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）のうち、申請時点で市に住所を有するもの又はDV避難等により市に居住しているものとする。

第5条第1項中「第3条第1号」を「第3条」に改め、同条中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、同条第7項中「から第4項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第6条第1項を次のように改める。

子育て応援金の支給の対象となる者（以下「子育て応援金支給対象者」という。）は、令和5年3月1日以降に出生した児童を養育する者のうち、申請時点で市に住所を有するもの又はDV避難等により市に居住しているものとする。

第6条第2項第1号中「行う者」の次に「又は障害児入所施設等の設置者」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第8条第1項中「第6条第1項第1号」を「第6条第1項」に改め、同条第3項中「3歳に達する日」を「1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）」に改め、同条中第4項から第6項までを削り、第7項を第4項とし、同条第8項中「第4項」を「第3項」に、「行うこ」を「行うこと」に改め、同項を同条第5項とする。

第9条中「第8条」を「前条」に改める。

附 則

この告示は、令和6年5月24日から施行する。